

令和 7 年度第 7 回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水） 1 6 時 2 0 分開会
1 6 時 5 6 分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	岡本 尚也
委員	前田 圭子
委員	福元 佑子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	鶴田 紋太郎
学校整備推進担当部長	岩坪 秀樹	総務課長	藤崎 圭規
桜島学校教育担当課長	徳田 清信	施設課主幹	實徳 裕介
文化財課長	有村 久美子	美術館副館長	谷口 雄三
図書館副館長	小城 裕子	学務課長	山元 卓也
学校教育課長	竹下 直大	学校 ICT 推進センター所長	池田 伸一
保健体育課長	山口 伸一	児童生徒支援課長	吉元 利裕
生涯学習課長	中村 一成	少年自然の家所長	唐仁原 宏樹
中央学校給食センター所長	濱田 有希		

◇ **書記**

総務課主幹	圓若 正行	総務課専門員	田島 里美
-------	-------	--------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開

定第 4 8 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について]

定第 4 9 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部改正について]

定第 5 0 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正について]

定第 5 1 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正について]

請願令和 7 年度第 1 号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良
(乳糖不耐、下痢、腹痛など)や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】

報告事項(1) 鹿児島市と NTT ドコモビジネス、次世代校務 DX に関する連携協定について

報告事項(2) 令和 7 年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

非公開

定第 5 2 号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

- 6 その他
- 7 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和7年度第7回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は、全員出席し、定足数に達していますので、会議は成立しております。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、岡本委員と私が行います。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する5つの議案、1つの請願及び2つの報告事項のうち、定第52号議案は、附属機関等の委員の委嘱に関する案件のため、非公開で傍聴を禁止する取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。それでは、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いします。傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局（企画調整係長） 傍聴を希望される方は、いらっしゃいません。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第48号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

承認

教育長 それでは、定第48号議案について総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案つづりの3ページをご覧下さい。定第48号議案、代決処分の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、参照にありますように、教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき代決しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。内容については、4ページのとおりです。10月1日付で2名の職員の異動をおこなっています。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第４８号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第４９号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部改正について〕

承認

教育長 それでは、定第４９号議案について総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案つづりの５ページをご覧ください。定第４９号議案、代決処
分の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部を改正する
訓令について、参照にありますように規則に基づき代決しましたので、同条第
２項の規定によりこれを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。
改正内容については、６ページをご覧ください。新旧対照表は、７ページから
８ページです。内容は、市長部局の人事評価の制度に習って、教育委員会の制
度も改正するものです。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第４９号議案については、原案どおりとすることでご異議ご
さいませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第５０号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正について〕

承認

教育長 それでは、定第５０号議案について総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案つづりの９ページをご覧ください。定第５０号議案、鹿児島市
立科学館条例施行規則の一部改正に係る代決処分の承認を求める件について
ご説明いたします。１１ページの新旧対照表をご覧ください。第４条について
は、年間入館券と年間観覧券、いわゆる年間パスポートについて、リニューアル

ル工事等に伴い、施設が休館する場合の年間パスポートの有効期間を延長するものです。第6条については、10月1日からの公共施設の使用料改定に伴い、入館料等の減免に関する条文の整備をするものです。いずれも令和7年10月1日から施行しています。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第50号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第51号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正について〕

承認

教育長 続きまして、定第51号議案について美術館副館長、説明をお願いします。
事務局（美術館副館長） 定第51号議案、鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正についてご説明します。議案つづりの14ページをご覧ください。鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項及び第2項の規定により、これを教育委員会へ報告し、その承認を求めるものです。16ページをお開きください。改正理由としては、公共施設の使用料改定に伴い、観覧料の減免等に関する条文の整備を行うとともに、使用許可申請書等の種別及び条文の整理を行うものです。施行日は、令和7年10月1日です。議案綴りの17ページから23ページは新旧対照表となっております。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第51号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

請願令和7年度第1号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届など

で停止できるようにすることを求める請願

継続審査

教育長 次に、前回からの継続審議として請願令和7年度第1号について、保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願についてご説明いたします。前回のご説明と重複するところもありますが、数字等修正もありますので改めてご説明いたします。本市においては、乳糖不耐症などの食物アレルギー疾患以外の理由で牛乳が飲めない児童生徒に対しては、学校と保護者が協議のうえ所定の手続きを行ったあとに各学校において牛乳を停止する対応を行っております。本市の学校給食用牛乳の現状については、議案つづりの31ページをご覧ください。1の(1)ですが、本市で学校給食を実施している市内小中学校116校を対象にした調査の結果、所定の届出により、食物アレルギー疾患以外の理由で牛乳の飲用を停止している学校数及び児童生徒数は77校、338人です。1の(2)ですが、食物アレルギー疾患以外の理由で停止する際に、牛乳停止届又は保護者の申し出のみとし、診断書等の提出を求めている対応を行っている学校は77校中、前回42校と申し上げましたが改めて確認をした結果40校でした。次に、本市を除く中核市61市に対し、学校給食用牛乳の飲用停止に関する調査を行い、53市から回答をいただきました。個別的な飲用停止を実施している市は2の(1)にあるとおり、48市であり、この中で、市内共通の手続きを設けている市は2の(2)のとおり、48市中33市でした。最後に、停止する際の手続きにおいて保護者の申し出又は牛乳停止届のみとし、診断書等の提出を求めている対応を行っている市は2の(3)の一番下にあるとおり、33市中16市でした。この結果をふまえ、本市としては、今後、診断書等の提出を保護者に求めている学校の意見を聴取し、課題等を整理したいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長 いまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 29ページの下に「乳製品の摂取を控えなければならない人は、カルシウムのサプリメントを摂取して、カルシウム欠乏を予防する必要があります」と書いています。こういうふうにしろということではありませんが、給食が重要な栄養源になっている家庭も多いと思うので、牛乳を苦手だから飲みません、だから必要な栄養素が摂れません、ということにならないように、特に注意して進めていただきたいと思います。

事務局（保健体育課長） 今回中核市の調査で、牛乳の代替となるものの提供について併せて調査しましたが、栄養素を補てん出来る代替品を提供している市が1市ありました。ただ、提供しているものが豆乳かお茶のためカルシウムの補てんは期待ができないので、保護者の方には、各家庭できちんとカルシウムを摂取できる食事ができるように周知をしているという回答でした。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。

委員 診断書を求めている学校だけではなく、求めていない学校にも、代わりにこういうことを聞き取っていることで良しとしているとか、求めていない事情なども聞き取れると、よりよい制度を作るための参考になると思います。

事務局（保健体育課長） 現在、保護者と学校の方で協議をして、学校それぞれで対応しておりますので、委員からご指摘もありましたように、診断書を求めている学校からも意見を聞いて今後の対応について協議をしたいと思います。

委員 前回、ご質問があったかもしれませんが、アレルギーの方がおられると思いますが、それは事前に申し出てくださいますと学校から案内しているのか、それとも親や子どもの方から申告するスタイルになっているのか、どちらでしょうか。

事務局（中央学校給食センター所長） 食物アレルギーに対する対応については、まずは家庭から病院の診断を受けた生活管理指導票というものを出示していただき、その医師の診断に基づいた対応を学校給食で行っており、アレルギーの子どもについてはそれを除いた給食やその日は給食を止めるといった対応を行っています。

委員 ということは、基本的には給食の中で対応する必要性のある方については、学校からありませんかということのを投げかけて、保護者から医者診断書をもって、学校が対応した給食を提供するという仕組みになっているということですね。

事務局（中央学校給食センター所長） はい、おっしゃる通りです。どうしても診断を出せないような症状もあるかと思いますが、アレルギーは命に関わるものですので、必ず生活管理指導票をいただけるようにしています。

事務局（保健体育課長） アレルギー疾患については、国のアレルギー疾患に関する取組ガイドラインにおいて、先ほど説明がありました生活管理指導票や医師の診断書の提出を求めることとなっていますので、今後も牛乳アレルギーということであれば、そちらは医師の診断書や生活管理指導票を求めていくことになるかと思います。

教育長 いま、アレルギー以外牛乳を止める場合は、申出だけの学校と診断書を必要としている学校があるということで、学校によって対応が違っているのもひとつの問題ではないかということでしたよね。

事務局（保健体育課長） 教育長のおっしゃるとおり、本市では学校によって診断書を求めている学校もあれば保護者からの申出のみで停止している学校もありますが、他の中核市では、市で統一した方法で停止をしているところもあります。学校に聞き取った意見の中には、統一した見解があるとありがたいという意見もありますので、そこも考慮して検討していきたいと考えています。

委員 今回対象になっている乳糖不耐症は、アレルギーとは別の扱いですよ。整合性が非常に重要だと思っているのですが、これと似たような、ある食べ物に対してうまく消化できないとか、乳糖不耐症に類するようなものについて対応を協議するというのでしょうか。どこまで類するようにするか、線引きも難

しいですよ。

事務局（中央学校給食センター所長） いまお話があったように、体に対するものだけではなく宗教的なものなどの理由で止めたいという申出もありますので、そういうものも含めて、本当に食物アレルギーであるものは、しっかり診断書を出していただき、それ以外のものについても単なる好き嫌いではないということも含めた申出書は出していただけるようにして、牛乳のカルシウムは給食の栄養価の中では一番効率よく体内に吸収することができるということを丁寧に説明をして、成長期の子どもたちの栄養が不足することがないようにしていかなければいけないと考えています。

委員 これは冷たい牛乳のみの話でしょうか。人によって違うと思いますが、温めたら大丈夫とか、シチューだったら大丈夫とか、シチューもダメですとか、それはどうでしょうか。

事務局（保健体育課長） 学校給食では衛生管理の問題等もあって冷やした牛乳を提供しています。温めた牛乳というのは提供されていませんので、温かいのもダメなのか、それとも冷たいのだけがダメなのか、シチューや牛乳が入ったものもダメなのか、そこまでは把握はしてないところです。

委員 そこで違いが出てくると思うので、冷たいのだけダメというのもあると思います。

委員 アレルギーかどうかは病院に行って診断するので、これを食べたら具合悪いというときは病院に行った方がいいですよ。医師の診断書を無くした方がいいということですが、一方で何が自分にとって負担でどういう理由で具合が悪くなっているのか明らかにするためにも病院に行った方が、教育上もいいような気がします。

委員 1回は行ってもいいのかなと思います。

委員 給食というのは、ナショナルミニマムだと思います。学食じゃないので、コントロール出来るところはしますが、それ以上というのは、給食センターが用意するというよりも保護者が用意するという形にしていかないと。今、給食は大変ですよ。あまりやりすぎると何かあった時に全部給食センターの責任になってしまいますが、それはナショナルミニマムとはちょっと違うかもしれないですね。特殊な事例については、大変恐縮ですけども家庭の中で作っていただいたりしてケアしてもらおうというふうにしていかないと。給食センターでのミスが、かえって大きな問題になるなら、給食センターでそのリスクをとるよりも家庭の中で責任を持って対応していくという形にしていかないと、大きなトラブルが起きる気がします。今回についてもきめ細かな対応が確かに必要だけれど、あるルールで汎用的に学校がそれぞれ特別に配慮するというのは、少し時間がかかっても鹿児島市としての統一したものがあった方が現場はトラブらないのではないかと感じました。

教育長 給食センターの現状をお願いします。

事務局（中央学校給食センター所長） 私のいるところでは1日1万3千食、5献立組みますが、1日1献立であっても、アレルギーの対応をしているところはあり

ます。私のいるところでは、アレルギー対応はどうしても施設と人員の関係等で出来ませんので別途対応で行っておりますが、その状況に合わせて対応していきたいと思います。

教育長 新しい松元のセンターができたらどうなんですか。

事務局（中央学校給食センター所長） 新しい給食センターが出来ましたら、アレルギー対応室を作りますが、すべてに対応できるわけではなくて最低限の必要などころを、表示義務のある食品については対応出来るようにこれから検討していくことになります。

教育長 まだいろいろ調査すべきことやまとめたり整理することがあると思いますので、引き続き継続審査という形を考えますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本請願は、継続審査とすることに決定します。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(1) 鹿児島市とNTTドコモビジネス、次世代校務DXに関する連携協定について

教育長 続きまして、報告事項（１）につきまして学校ICT推進センター所長、説明をお願いいたします。

事務局（学校ICT推進センター所長） 議案つづりの３２ページをご覧ください。鹿児島市とNTTドコモビジネスの次世代校務DXに関する連携協定についてご報告いたします。次世代校務DX推進を通じまして、鹿児島市立小中高等学校における業務の効率化および教育の質向上を目指して、NTTドコモビジネスと次世代校務DXに関する連携協定を締結し、令和７年１０月２１日火曜日に山下小学校において連携協定締結式を実施したところです。次世代校務DXモデルケースの創出、ICTを活用した教職員の業務の効率化、教育データの利活用、児童生徒の自己調整的な学びの推進に関することによって連携を図っていきます。その後の役割についてですが、３の各者の役割というところに記載していますように、鹿児島市などがICT環境の整備、実証フィールドの提供等を行います。NTTドコモビジネス側は、次世代校務DX推進実現に向けた調査、企画、教育データの利活用に関する各種施策の企画、実施、児童生徒の自己調整的な学びを推進するためのAARポータル活用支援を行います。今回の協定により、今後ますます教育現場におけるDXが推進されるものと考えています。なお、協定の有効期間は、令和８年９月３０日までとなっておりますが、どちらからか解除の申し出がない場合は、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とすることとしております。報告は以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員 この連携協定は非常に重要だと思います。DXが推進していく枠組みが出来

た時に、同時に若い世代も含めてすべての世代で人材の育成もやっていかないと。仕事をやっていく中で覚えていけばいいという考えもありますが、そういうのは苦手で、という人たちは最初からほとんどやらなくなって、やらない方法でなんとかしてしまう。大学の連携協定を結んでいるところもあると思うので、もしくは教員になり立ての方々の研修も含めて、D Xへの苦手意識なく縦横無尽に使えるような人的も整えていただけたらと思います。

事務局（学校 I C T 推進センター所長） 委員のおっしゃる通りで、得意不得意というものがあるかと思います。G I G A スクールが開始されてから一人 1 台机の上に端末がのっているので、授業参観などみていますとアレルギーというのはだいぶ少なくなってきたのかなとは思っておりますが、やはり得意な児童生徒、苦手な児童生徒がおりますので、そういうところもフォローできるように。教員の研修についても、全て動画に撮って後から見れるようにアーカイブに残す対応もしておりますので、研修を充実する形で出来る限り対応していきたいと考えています。

教育長 教員の採用試験では、エクセルなどの試験もありましたが、いまやってないので、逆に使えない人がいるかもしれませんね。基本的なことはきちっとやるべきだと思いますね。

委員 誰かが昔作ったエクセルを使い続けているということがたくさんあると思うので、どこに教員が時間をかけるべきなのかということを意識しながら進めていただけたらと思います。

事務局（学校 I C T 推進センター所長） そのあたりも研修等も含めて対応していけたらと思います。

教育長 ほかよろしいでしょうか。
（なしの声あり）

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(2) 令和 7 年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

教育長 次に、報告事項（2）について総務課長、説明をお願いいたします。

事務局（総務課長） 報告事項（2）の資料をご覧ください。令和 7 年度教育委員会活動の点検・評価の実施についてです。1 の点検・評価の概要ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、毎年、点検・評価を行い、教育委員会会議での議決をいただき、議会に提出・公表しているものです。現在、教育振興基本計画を進行管理しておりますが、この教育振興基本計画の点検・評価については、行政評価の鹿児島市の方の行政評価のやり方に準じて、より事業の成果が見える化して見直しを図ってきたところです。今年度については、4 年度から 6 年度までを総括して全 3 7 施策について評価を実施し、外部委員からなる教育行政評価会議で点検・評価を行い、この教育委員会会議の議決を

いただき、議会へ報告することになります。毎年事業の点検をしていましたが、今年には計画の振り返り、前期の計画を総括するきっかけになってくるものです。2の評価対象にあります通り、令和7年度については、全施策について評価を行い、来年度計画を見直す作業に活用していく流れです。3のスケジュールですが、11月から教育行政評価会議を行い、2月には評価をまとめたいと考えております。外部評価の委員については、記載の通りです。報告は以上です。

教育長 いまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員 評価をするというのは、どういうものをどう評価するのか教えてください。

事務局（総務課長） 第二次教育振興基本計画にある目標値や現況値が、この3年間でどう推移してきたのかまずは数値で達成状況を見て、それに対して3年間の振り返りをして37項目を今後どうしていくかまとめていきます。

委員 計画を作る時に予め目標値を設定していて、それがどれくらい達成されたかを点検をするわけですね。

事務局（総務課長） おっしゃる通りです。

委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第52号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

【 本 議 案 は 非 公 開 】

原案可決

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

教育長 次回の日程についてご連絡します。次回の教育委員会定例会は、11月21日（金）15時30分から、教育総合センター2階女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

7 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】